

<インボイス特例>についての注意事項

<インボイス特例>で採択・交付決定された皆様には、**事業終了時点で要件を満たしていることを示す書類を実績報告時※までに**、提出していただくことになっております。

※申請時に「適格請求書発行事業者の登録通知書の写し、もしくは登録申請データの受信通知を印刷したもの」を提出していない事業者の方は、実績報告時に提出が必要です。

- 実績報告時までに必要書類のご提出がない場合や、ご提出いただいた書類が**要件を満たしていない場合には、交付決定後であっても、補助金は交付されません。**

	実績報告時の要件(概略)	要件を満たしたことを示す提出書類
インボイス特例	適格請求書発行事業者の登録が確認できること	インボイス(適格請求書)発行事業者の登録通知書※

※登録通知書：発行には時間を要します。期限内に登録できるよう余裕をもって申請してください。

「実績報告時の要件」および「提出書類」の詳細は「補助事業の手引き」でよくご確認ください。